

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年9月11日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、株式会社千葉袖ヶ浦エナジー「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画計画段階環境配慮書」について、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーに対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県袖ヶ浦市

原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））

出 力：約200万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 6月15日
環境大臣意見受理	平成27年 8月28日
経済産業大臣意見発出	平成27年 9月11日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機
建設計画計画段階環境配慮書」に対する意見

(1) 大気環境

- ① 事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質への環境影響が回避・低減されるよう、煙突高さ及び配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響及び景観について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 水銀の大気排出規制に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ③ 微小粒子状物質(PM2.5)の予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえた、必要な調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

(2) 水環境

- ① 事業実施想定区域の周辺海域は、水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の指定地域に指定されている。本発電設備の稼働に伴う排水による水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。
- ② 取放水設備、石炭揚荷バース及び資材搬出入用岸壁等の工事に伴う濁水の発生や底質の拡散等の水環境に係る環境影響が懸念されることから、必要な調査、予測及び評価並びに海域環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 温排水

本事業の取放水設備は、既存の発電所の取放水設備が設置されている海域に設置する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、周辺発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

本発電設備の稼働に伴い発生する石炭灰について、「セメント原料等として全量

有効利用する計画」であることに鑑み、将来にわたり膨大な量となることから、セメント原料等適切な有効利用が図られるよう、稼働期間における継続的な有効利用方法及び利用先の確保に努めること。

なお、平成27年7月17日に35社により策定し、公表された「自主的枠組みの概要」等に関して、「日本の約束草案」及びエネルギーミックスの達成に向け、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早急に自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールづくり等が行われるよう努めること。

以上